

令和8年度給食費の実質無償化について

令和7年度、給食費の公会計化に伴い、保護者の皆さまに口座登録等のお手続きをお願いしてきましたが、国からの給食費に対する財政支援を受け、令和8年度の給食費については、**実質無償化***とします。

※小学校給食費の無償化は令和8年度予算案を市議会に提出し、議決されることが前提となります。

1 給食費について

- 令和8年度、国は子育て支援の一環として、「給食費負担軽減交付金」を設置し、給食費を補助します。
市では、この交付金を活用し、給食費の**保護者負担を実質0円**にします。

【給食費実質無償化のイメージ】



- 物価高騰により給食費が値上げとなる場合、5,200円を超過した部分について保護者負担が発生する可能性があります。

※生活保護受給世帯の給食費は、生活保護制度が優先されるため、従来どおり代理納付にて給食費をお支払いいただきます。

2 お手続きについて

- 給食費無償化にあたり、保護者の皆さまの**お手続きは不要です**。
※令和7年度の給食費は無償化対象外です。未納がある方は至急お支払いください。
- 下記に該当する方のみお手続きが必要となりますので、裏面「3. 給食の停止等について」をご確認いただき、お手続きをお願いします。

【お手続きが必要な方】

◎食物アレルギー等の理由で年間を通して給食を食べることができない方

◎給食の提供を一時停止又は一部停止（牛乳飲用等）することを希望される方

※令和8年4月以降は、不登校による長期欠席を理由とした給食の一時停止手続きは不要とし、学校にいつ登校しても給食の提供が可能なよう、給食を準備させていただきます。

3 給食の停止等について

① 食物アレルギー等の理由で年間を通して給食を食べることができない方

- 食物アレルギーや宗教等の理由により、年間を通して給食を食べることができない方は、「学校給食開始届」で給食の喫食を「希望しない」を選択し、希望しない理由を記載のうえ、令和8年3月16日（月）までに学校に提出してください。
- 給食の提供を希望しない場合、お弁当のご持参をお願いします。

② 飲用牛乳停止または食事停止を希望される方

- 食物アレルギーや乳糖不耐症等の理由で、飲用牛乳を停止又は食事を停止する方は、停止を希望する5日前（学校休業日を除く）までに「学校給食停止再開届」を学校に提出してください。
- 4月の給食開始時から停止を希望する場合は、令和8年3月16日（月）までにご提出をお願いします。
- 停止する理由ごとの提出書類は下記のとおりです。

停止理由	停止区分	提出書類	添付書類
食物アレルギー	牛乳停止 or 食事停止	学校給食停止再開届	学校生活管理指導表
乳糖不耐症等の疾病	牛乳停止		なし
宗教上の理由等	牛乳停止 or 食事停止		なし

③ 給食の一時停止・再開を希望される方

- 長期入院等で5日以上連続して給食を停止する場合は、「学校給食停止再開届」に停止する期間を記載し、停止を希望する5日前（学校休業日を除く）までに学校に提出してください。

4 学校給食費相当額給付金について

- 食物アレルギー等の理由で年間を通して給食を食べることができない児童を対象に学校給食費に相当する額を補助する制度を実施予定です。
- 対象となる方には、4月以降に教育委員会より学校を通じてお知らせしますので、今しばらくお待ちください。

◎「学校給食開始届」、「学校給食停止再開届」は学校で配布のほか、学務課及び市HPでダウンロードが可能です。

◎本市における令和8年度の学校給食費や様式等については、右記二次元コードからご確認ください



茅ヶ崎市 HP

【お問い合わせ先】

茅ヶ崎市教育委員会
学務課保健給食担当

電話:0467-81-7222